平成 30 年 1 月 22 日

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人　小林　純生 様

三田市文化スポーツ課
課長　横溝　朋之

平成 29 年 10 月 23 日付けメールについて（回答）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申しあげます。
平成 29 年 10 月 23 日付けで受け取りました貴会からのメールでのご質問について、下記の通り回答いたします。

記

質問①-１
平成２９年９月２９日付けの図書館からの回答文書の中で、公開を控えていただきたいとした理由が示せていなかったことにつきましては、お詫び申しあげます。
「特別の理由にあたる」ことの見解については、他館へ相互貸借の期間について聞き取りを行う中で、今後不定期に変わり得るためホームページ等に公開しないことを前提に回答を得たことが、公開を控えていただくようお願いした「特別の理由」でございます。

質問①-２
貴会へ回答した内容は、他館の事情により変更があり得る、変わりゆく情報であるという意味でのご理解をお願いいたします。

質問①-３
平成２９年１０月１８日付けで貴会に回答したとおり、市からの回答については、公開を原則としております。今回の件は、あくまでも貴会にご配慮賜りたいというお願いです。回答文書の公開については、貴会の最終的な判断に委ねます。

質問②、③、④、⑤-1、⑤-2
質問②、③、④、⑤-1、⑤-2 につきましては、三田市立図書館から回答をさせていただきます。

質問⑥
「３館・室の連絡便」の移送便については、図書館全体の運営効率を総合的に判断し、特段の問題はないとして、現行の週３回の運用を承知しております。業務要求水準書に具体的な逓送の頻度は明記しておらず、新たな規定を設けて改訂する予定はございませんので、ご理解の程よろしくお願いいたします。
以前にも貴会に回答しましたが、参照されている業務要求水準書は、維持すべきサービス内容の水準をあらかじめ提示したものであり、サービス内容の維持・増進が図られている限りにおいて、個々の業務の実施内容について必ずしも指定管理者の業務運営方法等を拘束するものではないことをご理解願います。